

表4 【税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の求め方の例示】

| | | | | |
|----------------------------|--------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----|
| (凡例) | … 所得者 | … 控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢 16 歳以上の 人。) | … 年少扶養親族(扶養親族の うち年齢 16 歳未満の人。) (注) 扶養親族等の数には加算 しません。 | |
| | … 障害者(特別障害者を含みます。) | … 同居特別障害者 | | |
| 設 例 | | | | |
| 扶 養 の 親 族 数 | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 |

3 公的年金等に対する源泉徴収税額の計算の際にその支給金額から控除する人的控除について、同居特別障害者に対する人的控除が創設されました。

- (1) 公的年金等の受給者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者に該当する人がいる場合には、人的控除として1人につき 62,500 円を控除することとされました。
- (2) この改正は、平成 23 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

表5 【改正後の人的控除額】

| 区分 | 内 容 | | 控除額 |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------|
| 本人に關 するもの | 障害者に該当する場合 | 一般の障害者 | 22,500 円 |
| | | 特別障害者 | 35,000 円 |
| 控除対象 配偶者及 び扶養親 族に關す るもの | 控除対象配偶者がいる 場合 | 一般の控除対象配偶者 | 32,500 円 |
| | | 老人控除対象配偶者 | 40,000 円 |
| 控除対象 扶養親族がい る場合 | 一般の控除対象扶養親族 1 人 につき ^(注2) | 一般の控除対象扶養親族 1 人 につき ^(注2) | 32,500 円 |
| | | 老人扶養親族 1 人につき | 40,000 円 |
| 控除対象 配偶者及び 扶養親 族の人が障 害者に 該当する 場合 ^(注3) | 特定扶養親族 1 人につき ^(注2) | 特定扶養親族 1 人につき ^(注2) | 52,500 円 |
| | | 一般の障害者 1 人につき | 22,500 円 |
| | | 特別障害者 1 人につき | 35,000 円 |
| | | 同居特別障害者 1 人につき | 62,500 円 |

(注) 1 部分が改正された項目です。

2 控除対象扶養親族及び特定扶養親族の範囲については 1 ページのとおり改正されました。

3 障害者に該当する場合の控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

4 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、所要の経過措置を講じた上で、平成 22 年 12 月 31 日の適用期限の到来をもって廃止することとされました。

(1) 給与所得者等が自己の居住の用に供する住宅等の取得に関して、その使用者等から受ける次の経済的利益等で、平成 22 年 12 月 31 日までの間に係るものについては、使用者である地位に基づいて通常受ける経済的利益等の水準を著しく超える部分を除き、所得税が課されないこととされています。

イ 住宅等の取得に要する資金に充てるために、使用者から使用者である地位に基づいて無利息又は低い金利により資金を借り受けた場合の経済的利益

ロ 住宅等の取得資金を金融機関等から借り受けている場合の利子の支払に充てるために、その利子の全部又は一部に相当する金額を、使用者から使用者である地位に基づいて支払を受けた場合の利子補給金

ハ 勤労者財産形成促進法に基づき、使用者や事業主団体が講ずる負担軽減措置等により受ける経済的利益や補給金

(2) 今回の改正により、本特例については平成 22 年 12 月 31 日の適用期限の到来をもって廃止することとされました。

なお、同日以前に使用者等から住宅資金の貸付け等を受けている人に対しては、引き続き本特例を適用するための所要の経過措置が講じられました。

5 内国法人が行う現物分配のうち、法人税法に規定する適格現物分配については、源泉徴収の対象となる配当等としないこととされました。

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日以後に現物分配が行われる場合について適用されます。

6 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成 22 年 12 月 31 日まで適用する措置を講じた上、廃止することとされました。

今回の改正により、上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成 22 年 12 月 31 日まで適用する措置を講じた上、廃止することとされました。

本特例の廃止に伴い、みなし配当に対する源泉徴収を行うために次の措置が講じられました。

(1) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日について、その公開買付けの終了の日とされました。

この改正は、株式会社が平成 23 年 1 月 1 日以後に行う自己の株式の取得について適用されます。

(2) みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その支払をする際、配当等の国内における支払の取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととされました。

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日以後に生ずるみなし配当の発生の基因となる事由により支払う上場株式等の配当等について適用されます。

7 国内の金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等のうち、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払をするものについては、その金融商品取引業者をその配当等の源泉徴収義務者とすることとされました。

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき国外株式の配当等について適用されます。

8 上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券等）について、次の措置が講じられました。

(1) 制度の概要

上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券等）の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭等については次のように取り扱うこととされています。

- イ 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人（以下「内国法人等」といいます。）が交付を受ける金銭等のうち、信託されている金額を超える部分（収益の分配）については、配当等として源泉徴収の対象とされています。
- ロ 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が交付を受ける金銭等のうち、信託されている金額に達するまでの金額は、株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされ、信託されている金額を超える部分（収益の分配）は配当等として源泉徴収の対象とされています。

（注）上場特定受益証券発行信託が源泉徴収選択口座に受け入れられている場合は、その譲渡所得等に係る収入金額のうち差益部分（源泉徴収選択口座内調整所得金額）については源泉徴収の対象とされています。

(2) 改正の内容

上記(1)イ及びロについては次のように改正されました。

- イ 内国法人等が交付を受ける金銭等のうち、信託されている金額を超える部分（収益の分配）については源泉徴収を要しないこととされました。
この改正は、平成 22 年 6 月 1 日以後の上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約について適用されます。
- ロ 居住者等が交付を受ける金銭等については、信託されている金額を超える部分（収益の分配）も含め、その全額が株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとされました。
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後の上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約について適用されます。

9 振替社債等の利子並びに振替国債等及び振替社債等の償還差益について、非課税措置が適用されることとされました。

- (1) 非居住者又は外国法人が支払を受ける平成 25 年 3 月 31 日までに発行される振替社債等（その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除きます。以下「特定振替社債等」といいます。）の利子（発行者と特殊の関係のある者^(注)が利子の支払を受けるものを除きます。）について、非課税適用申告書の提出等を要件として、非課税措置が適用されることとされました。

この改正は、平成 22 年 6 月 1 日以後に計算期間が開始する特定振替社債等の利子について適用されます。

（注）発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の 50% 超の保有関係がある者等をいいます。

- (2) 非居住者が支払を受ける平成 25 年 3 月 31 日までに発行される特定振替社債等に係る償還差益（償還価額と取得価額との差額）について、その償還差益が国内において行う事業に帰せられるものである場合及び発行者と特殊の関係のある者が償還差益の支払を受けるものである場合を除き非課税措置が適用されることとされました。

この改正は、平成 22 年 6 月 1 日以後に取得する特定振替社債等に係る償還差益について適用されます。

- (3) 非居住者が支払を受ける振替国債等に係る償還差益（償還価額と取得価額の差額）について、その償還差益が国内において行う事業に帰せられるものである場合を除き非課税措置が適用されることとされました。

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後に取得する振替国債等に係る償還差益について適用されます。